

はしがき

本報告書は、2004年7月に発足した「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」(代表：宮本憲一、副代表：遠藤宏一、事務局長：寺西俊一。以下、「まちづくり検討委員会」と略す)の3カ年にわたる活動の全記録である。

この「まちづくり検討委員会」発足の契機となったのは、2002年7月に開催された「四日市公害から何を学び引き継ぐか - 四日市公害判決 30周年に語り合う集い -」の集会において、基調講演にたった寺西俊一(日本環境会議事務局長)の問題提起にはじまる。この講演で寺西は日本環境会議が2001年から発足させた新たな調査研究プロジェクト「環境再生政策研究会」の取組を踏まえて、四日市においても改めて被害者等の住民運動をもう一回り大きくして、「環境再生」とまちづくりの取り組みを行うことの必要性・緊急性を強調した。そして、この提起を重く受けとめた地元の四日市再生「公害市民塾」や四日市市職員労働組合等から、2004年初頭に正式に日本環境会議(環境再生政策研究会)への協力要請の申し入れがあり、こうした経緯のもとで四日市再生「公害市民塾」、四日市市職員労働組合、中部の環境を考える会、四日市大学有志らの地元諸団体・個人と、日本環境会議(環境再生研究会)の両者による緊密な連携と協力のもとで、「四日市問題」の本格的な過去・現在・未来の学際的な共同研究をすすめ、その教訓を明らかにすることを通して四日市の環境再生まちづくりプランを構想・提言することを目的とする冒頭の組織が立ち上げられる運びとなったのである。

そこで「まちづくり検討委員会」のもとには、「政策調査研究会」(座長：宮本憲一、事務局長：遠藤宏一)と「まちづくり市民会議」(「まちづくり検討委員会」の地元事務局)という二つの組織が置かれた。前者は今後の四日市環境再生に関する具体的な政策提言に向けて必要な調査研究の推進組織として、後者は「政策調査研究会」の活動と並行して「四日市環境再生まちづくり市民講座」を開催・運営する組織として、それぞれ車の両輪として活動するものと位置づけられた。以来、今日まで3年余にわたる活動を続けてきたが、とくに「政策調査研究会」の活動は、さらに2006年末に各調査部会横断的な「政策提言起草ワーキング・グループ」を立ち上げ、そのもとで2007年に入ってそれまでの各部会の研究調査の集約のもとに、いよいよ「四日市環境再生まちづくりプランの提言」に向け、およそ半年間に渡って各部会「成果報告書」の取り纏め・刊行作業と並行しつつ、「四日市環境再生まちづくりプラン」を具体的に構想する作業にあたった。

こうして「まちづくり検討委員会」の活動成果は、2007年7月21日に開催された四日市公害判決35周年記念「環境再生まちづくり提言の集い」において、政策提言報告書『都市のアメニティの再生を - 公害と地域開発の原点「四日市」から考える -』として公表された。また更にこの政策提言の意義を、単に地元四日市にとどめるのではなく、全国各地さらには国際的な環境再生・都市再生の取り組みや運動への普遍的な教訓として情報発信するため、『環境再生のまちづくり - 四日市から考える政策提言 -』(ミネルヴァ書房2008

年4月)という一般図書としても刊行した。

ここに示すこの「活動報告書」は、以上の成果を公表して当面の役割を終えた「まちづくり検討委員会」の、この間の主な活動状況についての経過報告として作成したもので、これまでの活動に参加された会員の方々や、あるいは物心両面で支援して頂いている団体・個人の方々とともに、さらには全国各地でこうした取り組み活動を展開されている方々へも、これまでの到達段階を報告し共有する目的も兼ねて取り纏めたものである。そうした関係者の方々に、「環境再生まちづくりプラン」として提言された成果を踏まえて、今後具体的な環境再生まちづくりの実現に向けての取り組み・実践に着実につないで頂く上で、この報告書に記録された諸活動から得られる多くの教訓もまた積極的に活用して頂ければ幸いである。

なお、この報告書の作成にあたっては、この間「まちづくり市民講座」事務局を努めて頂いている中浜隆司(四日市市職労書記長) 本検討委員会の全体事務局を努めて頂いている山下英俊の両氏に編集作業の上で多大な協力を得た。ここに記して謝意を表したい。

2008年4月

「四日市環境再生まちづくり検討委員会」 事務局長 寺西俊一
同「政策調査研究会」事務局長 遠藤宏一

1. 第1回四日市環境再生まちづくりシンポジウム

月日/会場 04年7月31日(土) 総合会館 8階視聴覚室など

コンビナート現地視察 磯津、塩浜小、ポートビルなど視察

基調講演(宮本憲一氏)

四日市の四日市環境再生と『維持可能な都市格のあるまち』を求めて

特別提案(寺西俊一氏/一橋大学教授)

『四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会』の発足について

1) 基調講演(宮本憲一氏) 四日市の四日市環境再生と『維持可能な都市格のあるまち』を求めて

1. 四日市公害裁判が問うたもの

30数年前の私の姿も出てまいりましたが、未だにまだ四日市の問題について関わらなければならないという点では、非常に残念な思いがいたしました。当時の時点で、今日取り組まなければならない課題の解決への道を歩んでいかなければならなかったはずなのですが、それを30数年後のいま、再びここで問題にしなければならないということについて、やはり私は、研究者としても残念でありますし、日本の政府や自治体、企業というものが、本当に四日市の公害問題に学んでいなかったと思うのです。そして今、もう一度、四日市公害裁判を思いだせ、といわざるをえないということは非常に残念な気がいたしますが、これは四日市だけではなく、いま全国で公害地域の再生という課題を提起しなければならないという状況が日本の現実であります。ここで改めて、少し問題提起させていただきたいと思います。

私が今日述べたいことは、大きく分けて二つであります。一つは、四日市公害問題の意義と四日市の公害裁判というものがどのような問題を提起して、それがその後の日本社会にどのような影響を与え、どういう課題が残ったか、ということです。そして、その課題の中で最も重要な都市の再生 - 環境再生を軸とする都市の再生 - ということについて、少し私の考えを述べさせて頂きたいと思っています。

まず、これは少し問題を投げかけすぎるとはかもしれませんが、私は、日本の戦後における公害問題の原点は四日市であると思っています。通常は、公害の原点というと水俣病ということになっているのですが、私は、水俣病は日本社会の問題の本質をえぐった公害の原点ではあると思います。しかし戦後日本における普遍的な意味での公害問題、公害問題とは何か、公害対策とはどういう原理と方法を取らなければならないかということの初めて示したのは四日市の公害問題ではなかったか、というふうに思っています。

なぜかと言いますと、水俣病の原因者であるチッソは戦前からありました古い電気化学で、しかも同種の公害事件としては戦後では最後の事件であったわけです。イタイイタイ病も足尾鉍毒事件以来の流れを汲むものでして、戦後の産業の中心で起こった問題ではないわけです。そして両方とも、鉍工業の資本対農漁民 - これが戦前の公害問題での典型的な対立でして、いわば資本主義の進展の過程で工業化が進む中での産業間の対立として始まっているわけです。もちろんその中には住民の健康被害があり、人権侵害もあったと思いますが、日本の公害は産業間の対立として始まりましたので、日本の公害対策を見ますと、常にこれは人権のための、あるいは被害住民のための政策というよりも、産業政策であったのではないかという気がするわけですが、そういう性格が、水俣病やイタイイタイ病の事件においても基本的にはありました。もちろん戦後社会になってから、さらに被害

が非常に大きくなったということもあって、今日の公害問題に続いていくわけです。

四日市の公害問題も、確かに産業間の対立という側面を持っていました。今日は久しぶりにお会いして元気な姿をみて嬉しかったのですが、野田さんのように生粋の漁民たちの生存権を奪うような異臭魚の問題というのが四日市公害の始まりでした。そういう意味では産業間の対立として始まったことは間違いありませんけれども、しかし、その後の過程は、そうした企業との間で利害関係がまったく無い人たちも巻き込んで、つまり「企業対市民」という形での公害問題として典型的にはじまったという意味では、この四日市の公害問題は非常に普遍的な市民社会における工業化、都市化によって起こる公害問題の基本的な様相を呈した最初の事件であったのではないかと思います。

しかも、この四日市の企業群の主力は古い電気化学ではありません。当時における化学工業の最新の技術をもった石油コンビナート、しかも東洋最大で、日本での最初かつ最大のコンビナートであり、それは、高度経済成長の主演として作られたものでした。しかも政府は、このような産業集積を全国に広めようとしていました。いわば四日市は高度経済成長の実験場であったわけでありまして、その実験場で起こった公害問題というのは、その後における高度経済成長がどのような被害を社会に対して引き起こすかという、全ての原点を示したものであったと言ってよいのではないかと思います。

それだけに政府は、水俣病あるいはイタイイタイ病などとは違いまして、非常に対応が早かったことも間違いありません。これがもし大問題になれば、日本の高度経済成長や地域開発が止まってしまうのではないかという恐怖心からだったと思いますが、これほど早く対策に乗り出したということはかつてないだろうと思うのです。

先程のビデオにもありましたが、政府は、黒川調査団を派遣して煤煙規制法をつくりました。しかし、この煤煙規制法は完全な「ザル法」でありました。実は、すでに昭和4年の段階で排煙脱硫が行われており、別子の住友銅山では排煙の中の硫黄分を1800PPMまで落としていたわけです。ところが、当時、四日市を調査した黒川調査団の提言にもとづいて作られた規制法では、煙が出るところの亜硫酸ガスの濃度について1900から2200PPMという基準を示したわけですから、これでは全然、役に立たなかったわけです。つまり、戦前の技術でさえ出来ていたものをそのまま戦後の新しい法律に麗々しく掲げたのですから、四日市の公害がそれからまだまだひどくなっていったわけです。しかも高煙突にしましたので、これもまた、四日市にとっては非常に大きな不幸で、全市に公害が広がるということになってしまったわけです。

それにしても、戦後の経済成長の旗手とされ、政府の宣伝では北九州などと違って公害は無いと言っていたところで深刻な公害が起こったのです。これは、研究者にも責任があります。当時、東京大学の都市工学の人たちはこの四日市の調査をいたしまして、ちゃんと調査をすればよいのに公害のことはよく調べないで、「太陽と緑の新しい工業空間」という都市計画の地図を作りまして、全世界にばら撒いたほどですから、研究者もだらしなかつたと思います。いずれにしても、そういったところで公害問題が起こったために、全国

的な問題にならざるをえなかったのです。

しかも、この四日市の公害被害は、イタイタイ病や水俣病と違いまして、非特異性疾患と言ひ、特異性疾患ではないわけです。つまり、喘息というのは、先程のビデオのなかで吉田克巳先生も言われていたとおり、ハウスダストでも発生するのです。したがって、非常に普遍的な病気がなぜこういうところで集中的に起こるのか、もしこういう地帯で起こるとなれば、これから高度経済成長を進めて行く日本社会全体でこういう問題が起こりうるということ、四日市の公害問題は暗示したわけです。

それだけに、分かりやすいようにも見えて、そして重大なだけに、非常に政治的に困難な問題を抱えたと思うのです。ここでもし企業が負けるならば、全国にこの裁判が波及して行くのは確実であったと思うのです。この四日市裁判はいろいろと中身がありまして、今から、その判決を読み返してもたいへん面白いのですけれども、非常に大事な論点がいまだにあると思っております。

先程のビデオでもありましたように、大気汚染の因果関係、共同不法行為、その場合の責任論、それから立地の過失もかなり争われました。立地の過失、さらには拠点開発の失敗という問題は、どちらかという企業責任だけではなく、当時の政策上の責任、政府や自治体の責任の問題でありまして、判決の中では非常にはっきりと、そういう政府や自治体の地域開発の責任を厳しく問うていました。しかし、必ずしもこの問題は十分に国家賠償とか、あるいは行政責任という形で結実はいたしませんでしたが、判決後この影響がたいへん大きくなりまして、いろいろな改革がされたように思います。

2. 裁判以後の影響

まず、大気汚染物質の環境基準が厳しくなりましたし、全く同じ月に公共事業の環境アセスメント制度が導入されました。ただし、これは義務的なものではなくて、政府の任意でありますけれども、初めて公共事業の環境アセスメント制度が導入されました。

それから、被害者の救済は少しあとになりましたけれども、例えば、西淀川や尼崎だとか川崎だとかの運動と一緒になりましたし、1973年に公害健康被害補償制度が成立しました。さらに、海洋汚染についての対策なども進んだわけでありまして。

また、当時の「日本列島改造論」はこの判決のあと、ストップしました。そして政府はこの裁判をうけまして「第三次全国総合開発計画」という、今までにない歴史や文化だとか資源を考えた開発方式に変えなければならないという方針を発表したわけでありまして。そのようなことから、この裁判はいろんな意味で、その後の環境政策に大きな影響を与えたことは間違いのないわけでありまして。

私は、いまだに忘れられないのですが、1975年に中日新聞が主催した「世界環境調査団」の団長になりまして世界の環境調査をやったのですが、その折に宇井純君と二人でフィンランドの環境保護団体に呼ばれまして、フィンランドのネステという国営のコンビ

ナートの調査に入りました。周りの住民から被害が起こっているという訴えがありまして、国会議員も一緒に同道いたしました。向こう側は非常に対応が良く、フィンランド側の教授なども交えて、コンビナートの公害などについていろんなヒアリングをしたわけです。そのとき非常に感動したのが、最初に向こうからの挨拶で、私が四日市公害裁判の証言に出ていて四日市の公害問題の専門家だと紹介され、それで、われわれは十分に四日市の公害問題を調査して、それに学んで、このネステのコンビナートを作った、と言うのです。実際に行きましたら、たいへん驚いたのですが、四日市の場合、住居とコンビナートが近接していたのでそこに決定的な誤りがあったということに学んで、そのネステのコンビナートは、ヘルシンキから60キロ離してコンビナートを作ったわけです。そして、四日市の間違いは狭い区域にいっぺんにコンビナートを作った、つまり成長を急ぐあまり、コンビナートの集積の利益を生かさなくてはならないということで、いっぺんに作ったけれども、そこに間違いがあった。コンビナートというのは非常に新しい技術を使っているので何が起きるか分からない、だから、われわれは日本に学んで、いっぺんに作らないで、ゆっくり作ろうということで、まず石油精製工場をつくり、そこでどういう事件が起こるかを調べたあとで、化学工場を作ったというのです。それがうまく動き、事件がないということが分かってから、今度は発電所を作るというふうに、決していっぺんには作らないという方法をとった。これは、日本に学んだことだと言ったのです。また高い煙突を作ったために失敗したのだから、低い煙突で公害が起こらないように考えようということで、植物の調査からはじめまして、松の高さよりも煙突が低くなる、つまり松林に隠れてしまうような煙突の高さにすることにしました。タンクはそのまわりが全部岩だらけの所なのですが、その中に掘り込みまして、災害が起こったときでも防御できるように、岩窟のトンネルみたいな所に入れたのです。それから池を作り、そこに魚を飼って排水を処理したものをすぐにフィンランド湾に流さずに、その池の中で大丈夫かどうかを確かめてから流すということにした。これらは全て、四日市の公害に学んだのです、と言ったのです。私は感動しまして、なるほど四日市の公害がこれから作られる世界各地のコンビナートにとっては非常に大きな教訓になった、これはマイナスの教訓だけれども、その結果として、非常に良い影響を他の国に与えたのではないかと思います。

ただ断っておきますが、これは朝日新聞の学芸欄にもあとで書いたのですが、私と宇井君が「良く出来たなぁ」と二人で感心し、そのあと村人に呼ばれて近くの村でご馳走になったのですが、あまりにご馳走になって愉快だったので、うんと遅くなりまして、予定の時間を2時間くらい過ぎてコンビナートの近くを離れようとして後ろを見ますと、コンビナートの真っ黒な煙があがっているのです。ビックリ仰天しまして、あれだけ立派なことを言っていたのに、ものすごい煙をどうして出しているのだろうと慌てて引き返したのですが、結局、われわれが帰ってしまったと思ったらしく、集塵機の脱硫装置を止めたらしいのです。それで、村の人たちは、「昼間は良いが夜になると悪臭がするし煤煙が出ている」「いかに良いことを言っている、企業というのはやっぱり儲け主義なのだ」ということ

を盛んに言うておりました。

それにしても、私は、そういう形で四日市の公害には普遍性があるために世界的にも大きな影響を与えたというふうに思っているのです。しかし、世界や日本に非常に大きな影響を与えたにもかかわらず、いまなお地元で環境再生をやらなくてはいけないというのは、つまり地元の地域社会に与えた影響が逆に少なかったのではないかと、というのが率直な感じであります。世界や日本に非常に大きなプラスの影響を与えたにもかかわらず、これがなぜ地元で還元されて、「企業城下町」と言われたその四日市が、企業城下町ではなく「市民が住み心地の良い都市」になぜならなかったのかというところが、これから議論すべき基本的な問題だと思っているのです。つまり、四日市の公害裁判の思想、判決の思想というものが、実は正しく地元の企業や自治体、そして政府に受け止められなかったのではないかとこの気がするのであります。

判決で出たあと、確かに大気汚染対策という点では公害対策は前進したと思います。しかし、あの判決が提起した重要な点は、住民生活に近接して大きな大気汚染源を作り、しかも対策を怠り、それで四日市という地域社会が支配されてきたということの問題です。つまり、都市とは何か、地域社会とは何か、ということが裁判で問われたわけです。判決で、立地の過失や地域開発の間違いを指摘されたにもかかわらず、その判決の精神に流れるものが実は受け継がれなかったのではないかとこの気が、私がとくに強調したい点であります。

四日市裁判をもう一度見直し、その判決を読んでもみると、それまでのような高度経済成長のあり方や企業城下町的な都市政策のあり方を改めなければならないということが分かるはずなんです。そして、そのことを実行しなければならなかったはずのものが、なぜ、この30数年、うまくいっていないのか、それが今問われているのではないかと思うわけがあります。つまり、裁判の成果が企業の公害対策に限定されて、地域開発の失敗を基本的に是正するという地域政策の転換を生まなかったという点が、今ここで、われわれが集会を開かなければならない背景にあるのではないかとこの思っているわけがあります。

3. 維持可能な都市格のあるまちを！

そこで、次の本題に入りたいと思いますが、私は、今、四日市はいろんな意味で転換点に立つに至っていると思います。一つは、素材供給型の重化学工業というものが産業構造上、転換をはじめておきまして、新しい産業構造にどういうふうに乗換えていくのか、つまり臨海部の産業の停滞という問題があります。そして、これは四日市だけではありませんけれども、四日市の場合、公害対策を急ぎすぎたということもありまして、西部にニュータウンを作ることを非常に急いだわけでありまして、このために都心部の人口が4万あったそうですが、今は2万になってしまいました。駅前に言ってみますと、ジャスコの第一号があった所が完全に空地になっているわけです。ジャスコというのはここから始ま

ったはずなのですが、その歴史的な記念碑を捨てて行かざるを得ないほど、都心部が衰退しているわけであります。また、臨海部の未利用地域は拡大しています。

私は前から四日市に何度も来ているのですが、来るたびに、このまちのアメニティがなぜ欠如しているのか、つまり「住み心地の良さ」というものがなかなか感じられないのです。はじめは大学なんかを作ったらどうかと提案していたら大学は出来ました。四日市大学というのが出来ましたので、この点では、この大学をうんと利用していかなければならないし、大学もまた、このまちのために貢献してほしいと思います。

しかし、それにしても、ここは香り高い文化というものがかつてはあったはずなのに、今は香り高い文化が感じられないのです。これはなぜだろうかと、来る度にそう思うのですが、都市の香りというか、都市の持っている美しさや都市の良さというものがここではなかなか感じられないのです。

実は、これは寺西さんの論文の17ページに引用されているのですが、私は、環境問題というのはピラミッドだと思っているのです。公害問題というのは頂点にありまして、清水誠さんが「宮本のピラミッド」と言ってくれたのですが、環境問題の全体像のなかで公害問題はその頂点にあります。つまり自然を破壊する、あるいは、地域の持っている歴史や伝統、地域の産業、そういうものを衰退させながら、一方的に資本の論理で企業が地域社会を踏みにじっていく、そういうことの頂点で、公害病や公害患者というのが発生するのです。これは、水俣の場合でもまったく同様でありますし、公害裁判が起されてきた地域はみんなそうできて、そこでは、地域社会のコミュニティが失われる、地域住民の安全とか地域住民の健康が失われていったのです。したがって、公害問題は狭い公害対策だけでは終わらないのです。公害問題は、都市をどうするのか、環境をどう再生するのか、都市をどう再生するのか、という課題と結び着いていかないと、最終的な解決はありえないというのが、私の考えです。この点で、最近、いろいろな公害地域で、たとえば水俣などでも「環境都市」を目指すというようなことで、都市の再生への取り組みが動き始めているのは、私は非常に正しい方向だと思います。もちろん、公害患者を救済するということをやらないといけません。そして、その責任を明確にして、責任者に補償や賠償をさせ、対策をとらせるのは当然のことです。しかし、さらにそれを乗り越えて、都市そのものを「企業の支配する社会」から「市民の社会」にどう変えていくかという課題を解かないと、公害問題は終わらないだろうと私は思っているわけです。

今日の私のレジュメでは、「維持可能な都市」と「都市格のあるまち」という言葉を使っています。「維持可能な都市」 - これは「持続可能な都市」と言ってもよいのですが、英語では、「Sustainable city」や「Sustainable area」「Sustainable community」「Sustainable society」ということです。私の大先生である都留重人先生は、この場合の「Sustainable」というのを主体的に訳すのは誤りで、「持続可能」と訳すのは人間のおごりだと言われました。そして、環境とか地球というのは客体的なものなので、「維持可能」と訳すのが正しいと言うので、私もそうではないかと思って、「維持可能」と言っているのです。

今、地球環境保全はまさに「Sustainability」を求めているわけであります。ただ実際に「Sustainable society」を作ろうといたしますと、イラク戦争なんかが起こっていたら、どうしても Sustainable になりませんから、平和の問題とか、あるいは、今のように絶対的な貧困がアフリカや発展途上国を支配しているときに「Sustainability」と言っても、それは無理なことでありまして、やはり絶対的な貧困というものを解消していかなければならないのです。そして、先進工業国の中でも見られる貧富の対立や極端な二層分階が是正されないと、なかなか「Sustainable society」というのは実現できません。しかも面倒なのは、これだけ経済が地球化するというか、グローバル化していますと、政治がそれを規制しなくてはいけないのですが、残念ながら国際政治に民主主義はありません。一体、国際的な環境問題を解決できるだけの力のある国際機関があるかと言いますと、残念ながらありません。今、NGO が一所懸命に頑張っ て規制力になろうとしていますけれども、最近の「京都議定書」がうまく行かないとか、とても、そう簡単に問題を処理できるわけではないのです。

そこで、私たちは - これは日本環境会議としてですが - 、先程の淡路理事長の話にもあったように、まずは、そういう問題に足元から取り組もうと考えているわけです。考えてみると、地球環境問題というのは、汚染源が全部足元にあるのです。フロンガスや温暖化ガスを出している発生源は全部足元にあるのですから、どうやって足元から取り組むかということが重要なのです。また、「循環型社会」と言いましても、それを地球全体でどうするか、研究者は面白がってコンピューターを動かしてシミュレーションをやるかもしれませんが、あまり実のないものです。実は、主体というものが明確でないと政策というのは決まらないのです。政策というのは、目的と方法と主体、という3つが決まらないと駄目なのです。

とくに主体というものを考えていくと、今、いちばんその主体になり得るのは地域です。地域ならば、その主体を作りうる、そして地域ならば、その目標が目の前にあるので「地球環境」といった遠くの方を漠然と目指しているよりは、下から具体的に組み組めるといふことです。

私がこの点で非常に感心しているのは、やはりヨーロッパのEU（欧州連合）が「Sustainable cities program」というものに早くから取り組んできているということです。1985年にヨーロッパは、「地方自治憲章」というものを作りまして、EUが発足する時に、主要な行政権限を基礎的自治体におろし、基礎的自治体が出来ないものを補完性原理でやるというように決めたわけです。私は、これは歴史に残る憲章だと思っていたまして、今後の日本にとっても参考にすべき政治行政の原則だと考えているのです。そういうものに基づいて、EUは「Sustainable cities program」というものを進めております。その原則は、レジュメにも書きましたように、4つぐらいにまとめられると思います。

第1は、それぞれの地域の中で自然を保全あるいは再生し、できるだけ自然エネルギーを使用してリサイクリングを行い、地域で完全循環社会をめざすことです。

第2は、産業の面では、できるだけ知識産業あるいは環境産業をおこして、そこで雇用を維持するという事です。同時に地域における環境基準を国よりも厳しくして、その厳しい環境基準を守らせるために、例えば環境税を取るなど、いろいろな新しい経済的手段を使って産業構造を変えていくという事です。

第3に、今は「自動車社会」ということで、ここもひどい「自動車社会」になっているわけですが、こういう「自動車社会」というのは都市に馴染まないのです。都市というのは、本当はクルマが溢れている社会ではないのでありまして、人々が簡単に自転車や足で、あるいは、公共輸送機関で交通を担うというのが、本当は都市の姿なのです。私は、「自動車とテレビは農村のものだ」といつも言っているのです。つまり、劇場が無い農村でこそテレビが必要であり、大量交通機関の無い農村でこそ、クルマは必要なのです。都市には不必要であり、本来、都市はそういうクルマに依存してはいけないのです。そういう意味で、本当に「Sustainable な交通体系」を作っていくためには、場合によっては、出来るだけ交通そのものを節約するような都市のあり方を考えることが必要なのです。

第4は、これが私は今後の日本、あるいは四日市にとっても重要だと思うのですが、都市と農村を共存させるという事です。最近、「地産地消」や「スローフード」などと言いまして、近郊の農村の新鮮な作物を都市が消費するように、近くの農村と都市が連帯をするということが企てられていますけれども、ヨーロッパでは、そういう試みが各地で行われているのです。農村が再生しないと都市も再生しないのですが、これからは農村をどう再生していくか、都市とどう共生させていくかということを考えていかななくてはならないと思います。

以上のように、日本でも足元から「Sustainable area」を作っていくということがこれから必要であり、私たちの環境再生も、実はそこに全体の目標をおいているわけでありませう。

もう一つ、「都市格」ということですが、これは聞き慣れない言葉だろうと思います。どんな都市をめざしていけばよいかというときに、私は、「Sustainability」と同時に、「都市格のあるまち」をめざして行ってほしいと考えているわけです。この「都市格」という言葉は、大正15年に、大阪の都市協会、その後、毎日新聞の会長になりました岡実が使ったものです。彼が大阪で演説した中で、「これからの都市は都であってはならない、つまり天皇がいて行政的な中心になる、あるいは何か大きな企業があってそのために都市社会が形成されるような都であってはならない。これからの都市は、市民のまちでなければならない」という、たいへん鮮やかな演説をしました。これは、関一という人が一橋大学の教授から大阪市長になった時に、それを援護する非常に立派な演説なのですが、彼は「市民の自治 - これが都市なのだ」と言っています。

私は、「都市格」という言葉が非常に気に入っておりまして、人に人格があるように、都市にはそれぞれの「都市格」がなければならないと思っているのです。「都市格」と言いますのは、人口の大きさでもなければ、所得の水準の高さでもないと思うのです。例えば、

人間の人格というのをもしも体重ではかり、体重の重い人が人格が大きいということになるとすれば、小錦あたりが一番人格が大きいということになります。彼は「のみの心臓」と言われまして、なかなか横綱になれなかったことを見ますと、本当に人格が大きかったのかどうか、疑問なのです。ただ私の学生達は、これを言うといつも嫌がって、小錦ファンというのがいまして、「先生、いつも小錦を例にするのはやめてくれ。」と言われるのですが、要するに、人格は体重では測れないということです。あるいは金持ちの中にも人格の高潔な人がいますけれども、必ずしもお金があるから人格が高潔ではないのです。私は、都市もそうだと思うのです。人口が多いからとか、その工業出荷額が大きいから「都市格」が高いとは誰も思わない。やはり、あの都市は良いまちだというときには、別の価値や評価があると思うのです。

この四日市は、確かに人口が30万人で微増しているようでありますし、おそらく工業都市としては全国11位で、人口比からいうとたいへん大きな工業出荷額を出していますけれども、例えば金沢とか奈良などと比べて、四日市の方が「都市格」が高いとは誰も思いません。私は、そういうところに「都市格」というものをどう形成していくかということが、日本の都市政策の重要な課題になっていると思います。もちろん「都市格」の基盤の最たるものは安全です。「安全で健康なまち」であるということ、それから「住み心地が良い」ということ、これがまず「都市格」の基本です。「住み心地良き都市」というのは「アメニティのある都市」ということですが、これも先程言った大阪の名市長であった関一は、「大阪は住み心地良き都市にする。」と言っているのです。これは名言で、都市政策の基本は何かということをも明快に述べています。都市は、何よりも住み心地が悪くなくては駄目なのです。観光客がいっぱい来るようなまちだから良い、あるいは、工業がたくさん集積しているから良いというわけではなく、そこに住んでいる市民が「住み心地が良い」と思わなくてはならないわけです。「住み心地の良いまち」を作るためにこそ、都市政策というのはあるのだと思います。そして何よりも、そこには「市民の自治」がなくてはならない。「市民の自治」がある、「市民のコミュニティ」がある、ということが「都市格」の基本だと私は思っているのです。

最後に、これからの四日市の課題に少し触れて終わりたいと思います。まず、これからの四日市をどのように「住み心地の良い都市」にするかということは、皆さん方自身の課題であります。私たち研究者も、これから少しお手伝いしながら、時間をかけて調査を進めて行きたいと思っています。今のところ、まだ四日市について正確なことを何も言えないのですが、若干、気になっていることを述べまして、終わりたいと思います。

先程も市職労委員長の渡部さんから紹介がございましたが、三重県庁にいきましたら、臨海部は確かに産業構造が変わりつつあるので、これまでのような素材型産業における素材そのものを付加価値型のものに変えなければならない、もっと付加価値の高いものにしていこうというふうに考えているようであります。そこで、国が奨めている「特区」に申請し、平成15年に第一号として「技術集積活用型産業再生特区」というものに臨海部が

指定されて、いま、石油コンビナート施設のレイアウト規制等の緩和が進められているわけです。四日市市もいろいろと補助政策を進めて、このレイアウト規制緩和を進めて行こうとしているようです。

しかし私は、このような産業政策には疑問を持っております。確か、これは、四日市裁判での証言の時に言ったのではないかと思いますが、私は、四日市は「工業都市」ではなく「工場地域」でしかないと思うのです。つまり、工場があって「工場地域」はあるけれども、「工業都市」ではない。「工業都市」というのは、産業がいろいろ関連していて、都市の中で独自の技術が生み出されながら、産業連関を通じて新しい技術や新しい産業が生まれ、都市の中で内発的に工業化が進んでいくものです。例えば、ピッツバーグみたいに、メロン財閥が鉄鋼業から始まったのですが、その富で非常に大きなピッツバーグ大学を作り、あるいは、ピッツバーグ交響楽団を作り、教育や文化を振興し、そして産業連関を高めていくということになった時に「工業都市」といえるのです。しかし、ここは「工業都市」ではなく「工場地域」なのです。だから、これから、もし改革をするならば、どのような産業連関を作り、どのような新しい技術を地元で創造し、その新しい技術と大学、あるいは、いろんな研究機関などがどう結びついていくのかというようなビジョンがなくてはなりません。それらが企業任せであれば、それぞれの企業が、自分のところで勝手に遊休地が出来たから少し生産方法を変えるというようなことになり、それでは、本当の「工業都市」にならないのではないかと考えております。

実は、まだ市のほうも遊休地がどれくらい出ているかという調査をしていないと言っていました。つまり、企業が自分のところでどれくらい遊休地が出ているのかという報告をしていないし、報告を求めてもいないと言うのです。これでは困ると思いました。

すでに大阪湾などは全体として衰退が始まっていますので、関経連も環境団体の方も大阪湾の遊休地、大阪湾の利用について、かなり徹底的な調査を始めています。そういう調査が無いと、遊休地がどんどん出てきているのですが、どうやって大阪湾の地域を変えればよいかという検討がつかないわけです。

私がまず四日市市に頑張ってもらいたいことは、臨海部の埋立地の状態を市民に明らかにしていくということです。企業は自分のところの所有地がどうなっているのか言いたくないかもしれませんが、しかし、あそこはまさに埋め立てに関してもいろんな社会資本を投入したことで公的に援助をし、公的に形成されてきた土地なのです。例えば、エチレンプラントがなくなったのであれば、そのエチレンプラントの施設がどれくらいの面積で無くなっていて、いま何をしているのかということをも明らかにして、これからの臨海部の対策を立てなければいけないはずなんです。私は、まず、そういう事実を明確にしてほしいのです。大阪湾について言えば、産業廃棄物の埋め立てが進んでいるのですが、同時に未利用地もどんどん増えています。ものすごく増えている未利用地をどう利用するかということが、今、大阪湾だけでなく東京湾でもそうですが、日本の臨海部における地域政策の大きな課題になっているのです。その実態をまず明らかにしてほしいと思います。その場合に、単

に企業任せにしないで、「工業都市」として四日市をどのように変えていくかという基本的な政策の上に、臨海部の利用の方法、これからの工業化の方向を考えてほしいと思っています。

それから、臨海部についてというよりも、もう少し広くとりたいのですが、四日市のアメニティの問題があります。都市はどこでも水辺環境を持っているのです。水辺環境の無い都市というのは、砂漠の都市がありますけれども、それでも池を掘ったり地下水をうまく溜めたりして、なんらかの方法で水辺環境を作ろうとしてきました。都市というのは、水辺環境と共にあるのです。その意味で、海岸部にある都市というのはたいへん良い都市なのです。ですから、いまの四日市のように、工場が臨海部を占領していて、市民が海に接近できないというのは、都市として最悪だ、と私は思います。やはり、水辺環境というのは市民のためのものであり、市民のもので、「住み心地良き都市」というのは、水辺環境が市民のものになっている都市だと思うのです。

ところが日本は、戦後、この水辺環境を工業化に使ってしまったわけです。私は、大連に行って感心したのですが、大連の特区の副委員長は、最初に「先生、日本の失敗は臨海部を工場に譲り渡したことです。大連は、もともとは水辺環境が工場に占領されているのだけれども、今後は絶対に工場を建てさせないで、住民のための水辺環境を確保することが大連の都市政策の中心です。これは、日本の失敗に学んだのです。」と言ったのです。やはり本当に失敗だったのは、水辺環境を全部埋め立てて、前へ前へと工場を出して行って、市民を締め出したことだと私は思うのです。だから、この工場地帯の改革について、水辺環境をどういうふうに市民のもとに取り戻すかという政策を立てることが、四日市再生の中では基本的な課題だと思います。この点が、これからの私どもの検討プランが本当に良いものになるかどうか、その一つの分かれ目になると思っています。

同時に、最近、大規模店が出てきて農地が荒れることを農村部の人たちが心配しておりました。これは、市の職員の方も心配していることです。しかも大規模店を郊外に作りますと、都心部の商店街は衰退の一途を辿るわけであります。私は、このまちは山あり、農地あり、海ありで、温泉もあるいいまちだと思っています。ですから、そういう自然の豊かさをうまく利用する環境計画がなにものにも優先するという都市計画を立ててもらわないと、駄目だと思うのです。むしろ、このまちが持っている価値は高いのです。山あり海あり農地ありという、この優れた環境をどのように活かして四日市を再生させていくかという環境再生計画が一番大きな枠組みになっていく必要があると思っています。

最後に皆さん方をお願いしたいのは、わたしたち専門家というのはあくまでも外から来ていますし、市民が打った球が当たったか当たらないかという観測班であります。私たちが事業をできるわけではないのです。したがって私たちのできることは、皆さん方に対して情報というものを作り、提供するということだと思うのです。この地域の環境再生は、結局は、皆さん方市民が自ら市民共同体としてどう再生していくか、市民の共同体を再生しながら、どうそのネットワークを作っていくか、ということなのです。

実は、今後、最も恐ろしいのは災害なのですが、神戸地震の教訓からも、災害を防止できるのは、結局、コミュニティなのです。神戸で災害の防止と再建で最も優れた経験を示したのが真野地区ですが、ここは、ずっと公害反対運動をしまして、企業を巻き込んで企業をも市民にしてしまって、市民が企業を巻き込んで共同体を作ったことで、非常に大きな成果をあげることができたわけです。私は、ここの企業も市民にならなくてはいけないと思います。そして、本当に皆さん方が市民共同体というものを四日市の中で再生していくことが、実は、この環境再生の最終目標ではないかと思ひますし、また、そうした市民共同体が環境再生の主体になるのだと思ひます。

どうも、御静聴、有難うございました。

2) 特別提案(寺西俊一氏/一橋大学教授) 『四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会』の発足について

1. 「日本環境会議」による「環境再生」への取り組みの経緯と背景

- * 「日本環境会議」の紹介(参考資料①、参照)
- * 「日本環境会議」の会議・大会の歩み(参考資料②、参照)

2. 「環境再生」のまちづくりは何をめざしているか

- * 寺西俊一「環境再生の理念と課題」『環境と公害』(岩波書店)第32巻第1号 2002年7月(参考資料④、参照)

3. 「環境再生まちづくりプラン検討委員会」発足の経緯と特別提案

- * 宇佐見大司「『四日市公害判決30周年に語り合うつどい』に参加して」『環境と公害』(岩波書店)第32巻第3号(2003年1月)(参考資料③、参照)

(1) 本日(2004年7月31日)、「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」(以下、「検討委員会」)を、今回のシンポジウムの主催団体として名をつらねている以下の5団体の連携・協力のもとに発足させる。今後、われわれの趣旨に賛同する団体・個人に連携・協力の輪をさらに積極的に広げていく。

- * 日本環境会議・「環境再生政策研究会」
- * 中部の環境を考える会
- * 四日市市職員労働組合
- * 四日市大学教職員有志
- * 四日市再生「公害市民塾」

(2) 四日市市、三重県の行政当局者にも、オブザーバー的な参加を要請する。

(3) 上記の「検討委員会」の代表を宮本憲一教授、副代表を遠藤宏一教授に依頼する。

(4) 「検討委員会」には、全体事務局と現地事務局を置き。全体事務局を、日本環境会

議・「環境再生政策研究会」事務局（寺西）が担当し、現地事務局を「中部の環境を考える会」の野呂汎氏（弁護士）、四日市市職員労働組合の中浜隆司氏、四日市再生「公害市民塾」の澤井余志郎志氏、以上の3氏が担当する。

(5) 上記の「検討委員会」のもとに、「政策調査研究会」と「まちづくり市民会議」を置く。また、「アドバイザー委員」を設ける。

(6) 「アドバイザー委員」は、四日市の環境再生にむけた今後のまちづくりプランを検討していく上で、不可欠な経験や重要な識見などを有する方々を中心にして構成し、適宜、必要な助言・意見などを求める。

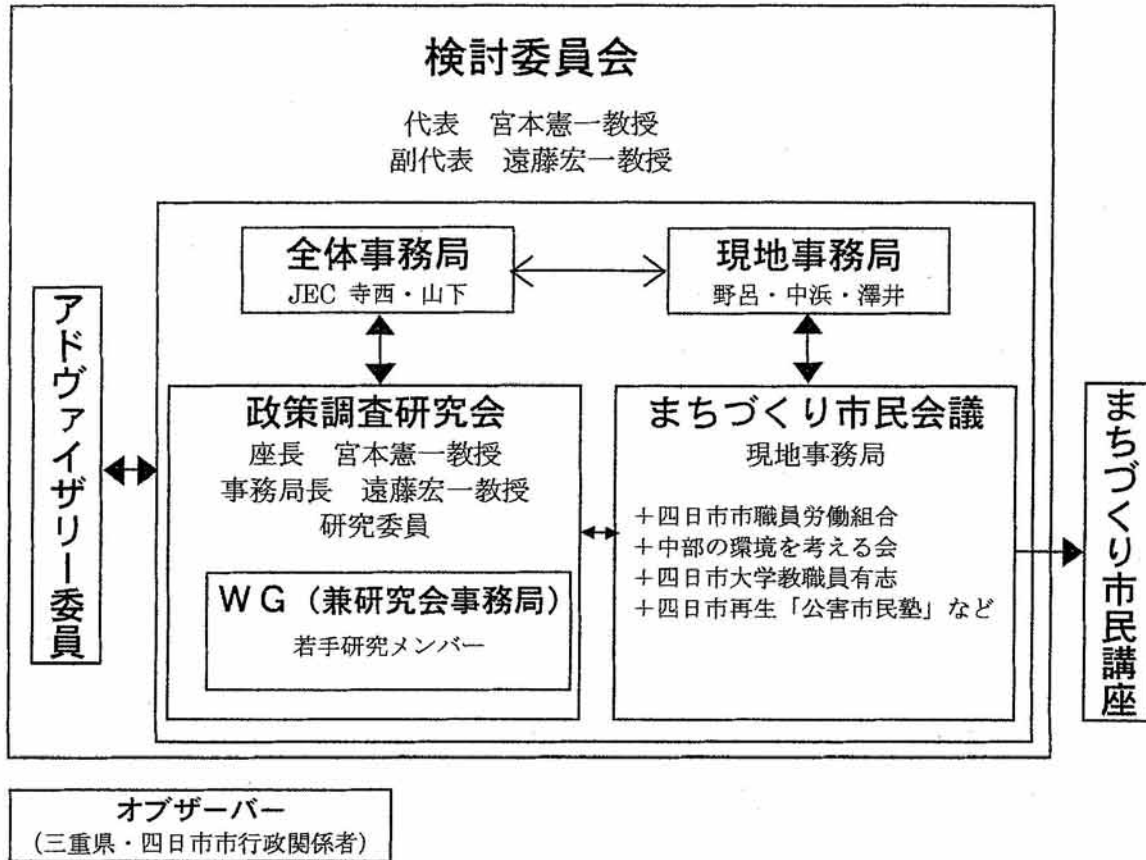
(7) 「政策調査研究会」は、今後の四日市環境再生に関する具体的な政策提言に向けて、必要な専門的調査研究を中核的に担っていただく研究者メンバーを中心に構成する。また、このもとに、より機動力のある若手研究者を中心にして、WG（ワーキング・グループ）を設置し、研究会事務局スタッフとしても機能していただく。なお、この「政策調査研究会」全体の座長も宮本憲一教授に兼ねていただき、事務局長を遠藤宏一教授に兼ねていただく。

(8) 「まちづくり市民会議」は、「政策調査研究会」の活動と並行して、「四日市環境再生まちづくり市民講座（セミナー）」（仮称）を開催・運営する（2～3ヶ月に1回程度、計：8回程度）。この市民講座（セミナー）には、四日市のまちづくりに関心をもつ一般市民の広範な参加を呼びかけていく。上記5.の現地事務局は、この開催のための運営委員会事務局を兼ねる。

*別図：「検討委員会」案（体制）とスケジュール（案）

*別表：「検討委員会」の構成と委員会名簿（案）

四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会（案）



2004年7月～2006年7月までの2ヵ年の大まかなスケジュール案

		まちづくり シンポ	検討委員会	政策調査研究会	まちづくり 市民講座
2004年	7月31日（土）	第1回	発足		
	9月初旬頃		第1回	第1回	第1回
	11月下旬 or 12月頃		第2回	第2回	第2回
2005年	2月下旬頃		第3回	第3回	第3回
	5月 or 6月頃		第4回	第4回	第4回
	7月24日頃	第2回	第5回		
	9月初旬頃		第6回	第5回	第5回
	11月下旬 or 12月頃		第7回	第6回	第6回
2006年	2月 or 3月頃		第8回	第7回	第7回
	5月 or 6月頃		第9回	第8回	第8回
	7月24日頃	第3回	第10回		

注：以上の会合には、出席可能なアドバイザー委員ができるだけ参加することとする。以上の他、「政策調査研究会」のWG（ワーキング・グループ）は、適宜、機動的に、必要な現地調査やWG会合などを行う。

<四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会>名簿案(2004年7月31日現在)

<代表・副代表>

宮本憲一 (大阪市立大学名誉教授・滋賀大学前学長)
遠藤宏一 (南山大学総合政策学部教授)(財政学、地域政策論)

<アドバイザー委員>

淡路剛久 (立教大学法学部教授)(民法、環境法)
磯野弥生 (東京経済大学現代法学部教授)(行政法、環境法)
伊藤章治 (桜美林大学コア教育センター教授・元東京新聞文化部長)
井村秀文 (名古屋大学大学院環境学研究科教授)(都市環境学)
片田知行 (中日新聞名古屋本社地方部長)
柴田徳衛 (東京経済大学名誉教授)(財政学、都市経済論)
谷山鉄郎 (中部大学応用生物学部環境生物科学科教授)
永井進 (法政大学経済学部教授)(経済学、経済政策論)
藤井絢子 (菜の花プロジェクトネットワーク会長・滋賀県環境生協理事長)
渡部隆 (四日市市職員労働組合委員長)

<政策調査研究会>委員

粟屋かよ子 (四日市大学教授)(環境物理学)
宇佐見大司 (愛知学院大学法学部教授)(民法、環境法)
浦山益郎 (三重大工学部教授)(都市計画)
岡田知弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)(地域経済学)
大久保規子 (甲南大学法学部教授)(行政法)
佐藤圭二 (中部大学工学部教授)(都市計画)
進藤兵 (名古屋大学法学部教授)(行政学、都市行政論)
富樫幸一 (岐阜大学地域科学部教授)(地理学)
畑明郎 (大阪市立大学大学院経営学研究科教授)(環境学)
宮入興一 (愛知大学経済学部教授)(財政学、地方財政論)
森田優己 (桜花学園人文学部助教授)(交通論)
若井隆司 (南山大学総合政策学部助教授)(環境経済学)

<政策調査研究会>WGメンバー

佐無田光 (金沢大学経済学部専任講師)(地域経済学)
成元哲 (中京大学社会学部助教授)(環境社会学)
土井妙子 (一橋大学大学院社会学研究科博士課程)(環境教育)
森裕之 (立命館大学政策科学部助教授)(都市経済論)
除本理史 (東京経済大学経済学部助教授)(環境経済学、環境政策論)

<現地事務局>

中浜隆司 (四日市市職員労働組合書記長)
澤井余志郎 (四日市再生「公害市民塾」代表)
野呂汎 (弁護士・中部の環境を考える会)
四日市市職員労働組合
中部の環境を考える会
四日市大学教職員有志
四日市再生「公害市民塾」

<全体事務局>

寺西俊一 (一橋大学大学院経済学研究科教授)(環境経済学、環境政策論)
山下英俊 (一橋大学大学院経済学研究科専任講師)(資源経済学)